

NPO法人の



認定・条例指定って？

Q1 認証、認定、条例指定は、どのような制度ですか？

市民ニーズが多様化・複雑化するなかで、福祉や子育て、まちづくり等の身近な分野でNPO法人等への役割への期待が高まってきました。そのため、NPO法人への寄附を増やし、その活動を支援する目的で、「認証」「認定」「条例指定」制度が設けられました。

1 認証

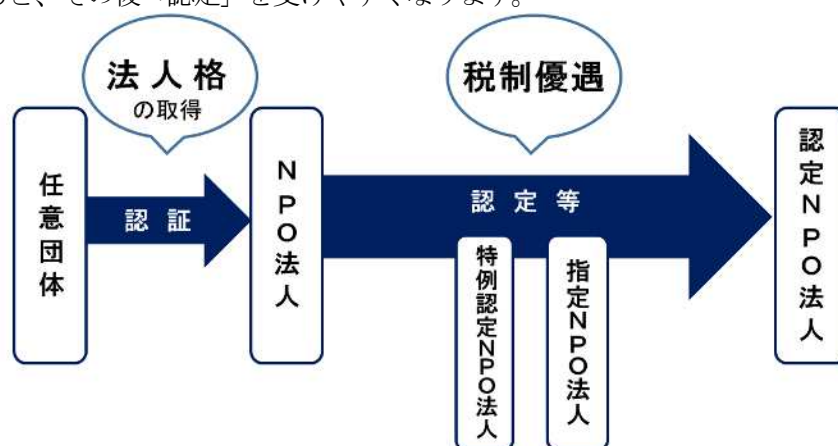
法人格の取得に必要な「認証」を行う制度です。認証後、登記をすると、法人として成立します。

2 認定

一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。また、設立の日から5年を経過しないNPO法人の場合は、PST基準（法人が広く市民から支援されているかを測る指標・P4参照）を免除して3年間に限り税制優遇を受けられる「特例認定」の制度があります。

3 条例指定

個人住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定することにより税制上の優遇措置を与えるとともに、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。条例指定を受けると、その後「認定」を受けやすくなります。



Q2 認定・条例指定NPO法人になるメリットは何ですか？

主に、以下のようなメリットが期待できます。

- 寄附者に対する税制優遇があるため、寄附金を集めやすくなります。
- 収益事業を行っている場合、法人税の軽減措置があります。
- 運営組織や経理処理の適正性などの基準に適合しなければならないことから、社会的信頼性が向上します。
- 法令遵守の意識が向上し、内部管理の適正化が図られます。
- 情報公開を一層徹底する必要があることから、法人の透明性が増します。

Q3 「認定NPO法人」になると、どのような税制優遇がありますか？

1 個人が認定NPO法人に寄附をした場合、最大50%の金額の税金が控除されます

【控除額の算式】

● 所得税（国税）

税額控除又は所得控除の有利な方を選ぶことができます

- ・ 税額控除 （寄附金額 － 2,000円）× 40% を税額から控除
- ・ 所得控除 （寄附金額 － 2,000円）を所得から控除

● 住民税（地方税）

- ・ 個人県民税 （寄附金額 － 2,000円）× 2% を控除 ※
- ・ 個人市民税 （寄附金額 － 2,000円）× 8% を控除 ※

※ 指定都市の区域に住所を有する場合。その他の住所地の場合、都道府県民税4%、市区町村民税6%の控除となります。

（例）川崎市民が10,000円寄附した場合、4,000円の税金が軽減されます。
（10,000円－適用下限額2,000円）×50%＝4,000円

なお、計50%の税額控除を受けるためには、寄附者が確定申告を行うことや、認定NPO法人が都道府県や市区町村に個人住民税の寄附金控除対象法人としての届出を行う必要があります。また、控除額には上限があります。

2 法人が認定NPO法人に寄附した場合、損金算入限度額の枠が拡大されます

認定NPO法人への寄附には、別枠の損金算入限度額が設けられているため、一般のNPO法人への寄附と比較して、経費にできる寄附金の限度額が高くなり、寄附をした法人の法人税が軽減されます。

- 次の特別損金算入限度額が、一般損金算入限度額とは別に設けられます
（資本金等の額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%）× 1/2

3 相続人が認定NPO法人に寄附した場合、相続税の優遇措置があります

寄附をした相続財産は、相続税の課税対象から除外されます。

4 認定NPO法人が、法人税法上の収益事業を行った場合、法人税の軽減措置である「みなし寄附金」を利用できます

「みなし寄附金」とは、収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合に、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できる制度であり、認定NPO法人自身の法人税が軽減されます。



Q4 「条例指定NPO法人」になると、どのような税制優遇がありますか？

個人が、居住地の条例指定NPO法人へ寄附をした場合、個人住民税が控除されます

● 住民税（地方税）

- 個人市民税（寄附金額 — 2,000円）×8% ※

※ 指定都市の区域に住所を有する場合。その他の住所地の場合、都道府県民税4%、市区町村民税6%の控除となります。

（例）川崎市民が10,000円寄附した場合、640円の税金が軽減されます。

（10,000円—適用下限額2,000円）×8%=640円

なお、税額控除を受けるには、寄附者が市民税控除の手続きを行う必要があります。

認定・特例認定・条例指定NPO法人に対する税制上の優遇措置について

税制上の優遇措置		認定	特例認定	条例指定
個人からの寄附	所得税の寄附金控除（所得控除と税額控除の選択制） ●所得控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した金額を総所得金額から控除 ●税額控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した金額の40%（所得税額の25%相当額が限度）を所得税額から控除	○	○	×
	個人住民税の寄附金控除（税額控除のみ） ●税額控除：寄附金（所得金額の30%相当額が限度）から2千円を控除した金額の10%（都道府県民税4%+市区町村民税6%（ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税2%+市民税8%）を住民税額から控除	○ （※）	○ （※）	○
法人からの寄附	一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可	○	○	×
相続財産の寄附	寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×	×
NPO法人自身の税優遇	収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可（みなし寄附金） 損金算入限度額：所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲	○	×	×

（注）○…税制上の優遇措置の適用あり、×…適用なし

※…個人住民税の寄附金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象とはならない。都道府県や市区町村に個人住民税の寄附金控除対象法人としての届出をそれぞれ行う必要がある。

Q5 認定NPO法人になるための基準は何ですか？

認定NPO法人になるためには、実績判定期間及び申請年度について、次の基準を満たしていることが求められます。

1 広く市民から支持を得ていること（PST（パブリック・サポート・テスト）基準）

民間
企業
等
から
の
支
持

- ☐ 経常収入金額に対する寄附金等収入金額の割合が、20%以上であること【相対値基準】
- ☐ 各事業年度において3,000円以上の寄附者が、年平均100人以上であること【絶対値基準】
- ☐ 自治体の条例指定を受けていること

※特例認定の場合、PSTは免除

2 事業活動のうち、実績判定期間中の共益的活動の占める割合が50%未満であること

共
益
的
活
動
と
は

- ☐ 会員等のみを対象とした物品の販売やサービス提供
- ☐ 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動
- ☐ 特定のグループのみに便益が及ぶ活動 など

3 運営組織及び経理が適正であること

- ☐ 役員総数のうち、特定の役員及びその親族関係者等の占める割合が3分の1以下であること
- ☐ 役員総数のうち、特定の法人の役員や従業員等の占める割合が3分の1以下であること
- ☐ 各社員（正会員）の表決権が平等であること
- ☐ 青色申告法人と同等に、複式簿記にて取引を帳簿に記録し保存していること
- ☐ 支出した金銭について使途が不明なものはなく、帳簿に虚偽の記載をしていないこと

4 事業活動の内容が適正であること

- ☐ 宗教活動・政治活動を行っていないこと
- ☐ 役員や社員（正会員）、職員、寄附者等に特別な利害を与えていないこと
- ☐ 営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
- ☐ 特定非営利活動に係る事業費の割合が総事業費の80%以上であること
- ☐ 受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額が70%以上であること

5 情報公開を適切に行っていること

- ☐ 一般の人から事業報告書等の閲覧請求があった場合には、応じることができること

6 事業報告書等を期限内に提出していること

- ☐ 毎年度、事業年度終了後3か月以内に事業報告書等を所轄庁に提出していること

7 法令違反、不正行為、公益違反がないこと

- ☐ 法令違反の事実がないこと（NPO関係法令以外も対象）
- ☐ 偽りや不正の行為によって利益を得た事実または得ようとした事実がないこと

8 欠格事由に該当しないこと

- ☐ 欠格事由（暴力団の統制下にある、税の滞納処分が執行されている等）に該当しないこと

9 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること

- ☐ 申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること

Q6 「条例指定NPO法人になると、認定を受けやすい」とは、どのようなことですか？

認定NPO法人になるための基準のうち、最も満たすことが難しいとされるのがPST基準です。条例指定を受けることで、PST基準の要件「③条例指定法人であること」を満たすことができます。

また、条例指定制度における運営組織や事業活動の基準は、認定制度に準じているため、条例指定の運営要件を満たしていれば、認定制度の運営要件についても基本的には適合することとなります。

よって、最初に「条例指定」を取得することで、その後、多様な税の優遇が受けられる「認定」を受けやすくなるということです。

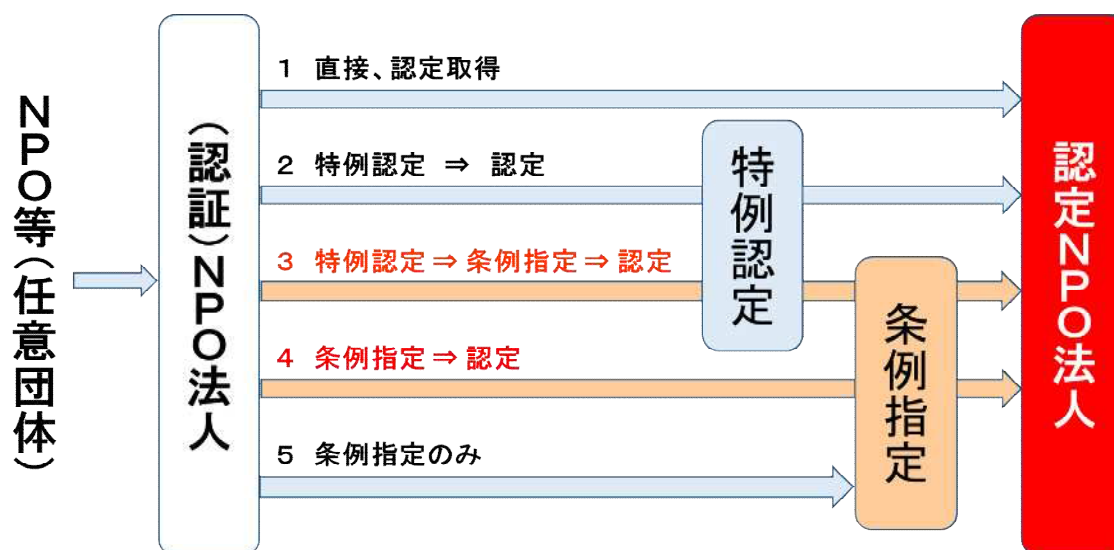
なお、条例指定制度における独自基準は、主に以下のとおりです。

● 条例指定制度の独自基準

- 1 以下のいずれかを満たすこと
 - ☐ 年間3,000円以上の寄附等をした市民が、年平均50人以上
 - ☐ 年間1,000円以上の寄附等をした市民が、年平均100人以上
 - ☐ 認定を受けている。
- 2 市内における継続的な公益的活動
- 3 特定の個人又は法人の不当な利益につながらないこと
- 4 法人ホームページにおける情報公開



認定NPO法人等になるまでの主な流れ



	ルート	満たす必要のある基準など
1	直接、認定取得	・すべての認定基準（P4参照）を満たし、直接認定取得
2	特例認定⇒ 認定	・設立5年以内のNPO法人がPST以外の認定基準を満たし、特例認定取得 ・特例認定の有効期間(3年)内にPSTを満たし、認定取得
3	特例認定⇒ 条例指定⇒ 認定	・設立5年以内のNPO法人がPST以外の認定基準を満たし、特例認定取得 ・特例認定の有効期間(3年)内に、神奈川県又は川崎市の条例指定の公益要件を満たし、条例指定取得 ・条例指定を取得したことでPSTを満たし、認定取得
4	条例指定⇒ 認定	・神奈川県又は川崎市の条例指定の基準を満たし、条例指定取得 ・条例指定を取得したことでPSTを満たし、認定取得
5	条例指定のみ	・神奈川県又は川崎市の条例指定の基準を満たし、条例指定取得

認定・特例認定・条例指定の基準について

	認 定 ※1	条例指定
PST基準 (いずれかを 満たすこと) ※2	① 経常収入金額に対する寄附金等収入金額の割合が、20%以上 ② 3,000円以上の寄附者が、年平均100人以上 ③ 自治体の条例指定を受けている	① 年間3,000円以上の寄附等をした市民が、年平均50人以上 ② 年間1,000円以上の寄附等をした市民が、年平均100人以上 ③ 認定を受けている
その他の 基準 (すべてを 満たすこと)	- 共益的な活動が50%未満であること - 特定非営利活動に係る事業費の割合が総事業費の80%以上であること - 受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額が70%以上であること	- 市内における継続的な公益的活動 - 特定の個人又は法人の不当な利益につながらないこと - 法人ホームページにおける情報公開
	- 運営組織や経理が適正であること (役員のうち特定の親族や従業員等が3分の1以下、複式簿記での記帳等) - 事業活動の内容が適正であること (宗教・政治活動の禁止、役員等への特別な利益や営利事業者への寄附の禁止等) - 情報公開が適正であること - 事業報告書等を期限内に提出していること - 法令違反、不正行為、公益違反がないこと - 欠格事由に該当しないこと	

(注) ※1…PST基準とは、広く市民から支援を受けているかどうかを測る基準のこと

※2…特例認定については、PST基準が免除されている。

寄附者の算入に関する要件の比較

	認定（絶対値基準）	条例指定
数値基準	3,000円×100人	3,000円×50人又は 1,000円×100人（選択制）
寄附者等の 範囲	<u>個人及び法人・団体</u> ● 役員、役員と生計を一にする者を除く ● 生計を一にする者は合算し、1人とみなす	次のいずれかに該当する <u>個人</u> ・市内に住所を有する者 ・市内在勤・在学者 ・市内で公益的活動を行っている者 ● 役員、役員と生計を一にする者を除く ● 生計を一にする者は合算し、1人とみなす
「寄附」 の範囲	対価性(※)がなく、任意性があり、寄附者等の氏名と住所が明らかなもの ・寄附金 ・会費（賛助会費） ・現物寄附 （換金するなどして、活動計算書に計上されたものに限り）	対価性(※)がなく、任意性があり、寄附者等の氏名と住所が明らかなもの ・寄附金 ・会費（正会員の会費、賛助会費） ・現物寄附 （換金額又は受入評価額が記載された帳簿等に基づいて審査会が算定可否を判断）

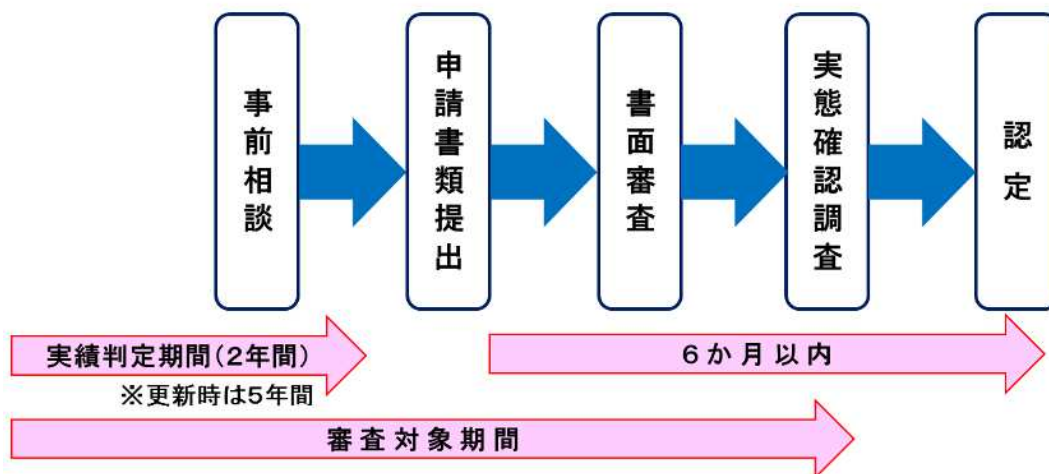
※ 正会員が負担する「会費」は、認定制度では、総会での表決権等に対価性を有するとされるため、算定に含めることはできない。一方、条例指定では、正会員が法人の活動に参画していることに着目し、会費を算定に含めることができる。ただし、表決権以外に会員特典がある場合、審査会において審議し、算定対象とするかどうか判断する。

Q7 認定NPO法人になるためには、どのような手続きが必要ですか？

認定申請は、随時、受け付けています。

提出していただく申請書類等による書面審査のほか、法人の事務所に認定基準等の適合の確認に伺う実態確認調査があります。申請後、原則6か月以内に認定の可否が決定されます。

また、川崎市では、認定の申請前に事前相談（予約制）を受け付けています。



● 特例認定NPO法人とは

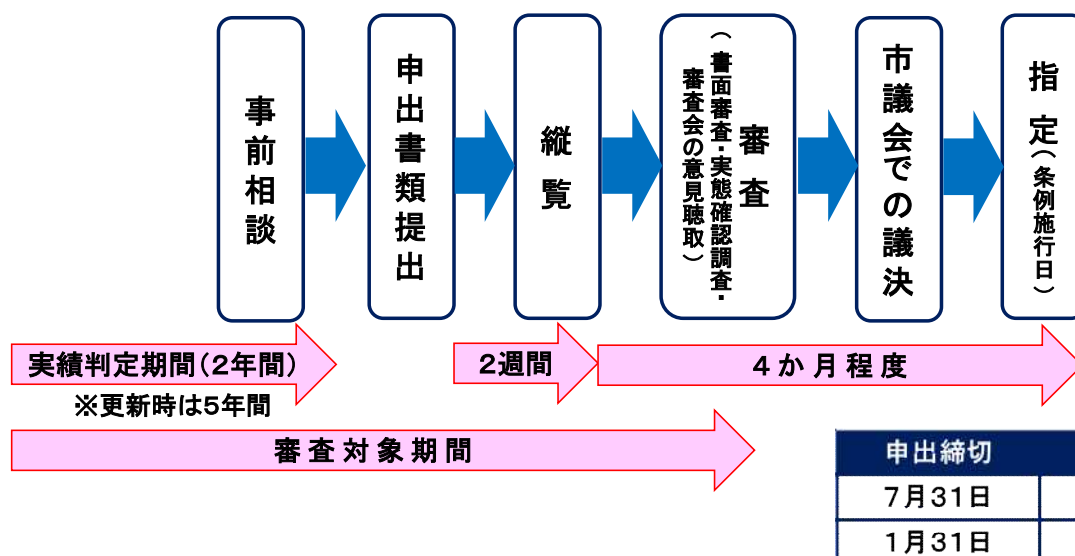
- 【対象】 設立後、5年以内のNPO法人
- 【基準】 認定基準（P4参照）の2～9
- 【メリット】 認定NPO法人に近い税制優遇が受けられる（P3参照）
- 【有効期間】 特例認定の日から3年間。適用は1回限り

Q8 条例指定NPO法人になるためには、どのような手続きが必要ですか？

条例指定の申出期限は、7月31日と、1月31日の年2回となります。

提出していただく申請書類等による書面審査のほか、法人の事務所に条例指定基準等の適合の確認に伺う実態確認調査があります。さらに外部の有識者から構成される指定審査会における審査を経て、市議会の議決を受ける必要があります。

また、川崎市では、条例指定の申出前に事前相談（予約制）を受け付けています。



※税額控除は1月1日に遡ります

Q9 認定・条例指定NPO法人になったら、どのようなことに気を付ける必要がありますか？

1 書類の作成・提出・備置き・情報公開等の義務が増えます

税制上の優遇措置がある認定・条例指定NPO法人にはより透明性の高い情報公開が求められます。そのため、次の書類を作成し、法人の事務所に備置くとともに、市民から閲覧請求があった場合には、基本的には誰に対しても閲覧させなければなりません。

また、これらの書類は所轄庁にも提出する必要がある、提出された書類は広く市民に公開されます。

● 主な閲覧対象書類

- | | |
|---|--|
| ☐ 事業報告書等（5年分） | ☐ 認定の申請書に添付した書類（一部対象外） |
| ☐ 最新の役員名簿 | ☐ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 |
| ☐ 定款等（最新の定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） | ☐ 前事業年度の収益の明細や寄附金に関する事項等を記載した書類 |
| | ☐ 助成金の支給の実績を記載した書類 |

2 寄附者に対して、寄附金受領証明書を発行する必要があります

寄附者が税制上の優遇措置を受けるためには、領収書のほかに、次の項目を記載した寄附金受領証明書を発行する必要があります。

● 必要な記載事項

- | | |
|---|---|
| ☐ 認定NPO法人等の名称、所在地 | ☐ 寄附金を受領した旨、受領した寄附金の額及び受領年月日 |
| ☐ 所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日 | ☐ 寄附者の氏名、住所 |
| ☐ どのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるかの記載 | |

3 寄附者名簿を作成し、5年間保存する必要があります

寄附者の氏名・住所・寄附金額・受領年月日を年度ごとに記載した寄附者名簿を作成し、保存する必要があります。また、市民税の控除を受けるためには、毎年3月15日までに、川崎市の市民税管理部門に、暦年で作成した寄附者名簿を提出する必要があります。

4 5年ごとの更新に向けて、基準を満たし続ける必要があります

認定・条例指定の有効期間は5年間（特例認定の場合は3年間で1度のみ）となります。そのため、5年ごとに更新の手続きが必要となります。更新時の実績判定期間は5年間となりますので、認定・条例指定法人になってからも継続して認定・条例指定の基準を満たし続ける必要があります。



〔発行〕川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 21階

電話:044-200-2341 FAX:044-200-3800

メール:25siimin@city.kawasaki.jp

〔発行日〕令和6年2月5日